

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和5年5月9日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

株式会社ビジョンインキュベイト

発起人 国立大学法人金沢大学（学長 和田 隆志）

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

| | |
|--------|--|
| 名称 | 株式会社ビジョンインキュベイト |
| 所在地 | 石川県金沢市角間町ヌ7番地 |
| 代表者 | 代表取締役 松本 邦夫 |
| 出資者 | 国立大学法人金沢大学（議決権割合 100%） |
| 役職員の構成 | 取締役4名（うち金沢大学役職員以外の社外取締役2名）、支援・投資委員会4名（うち金沢大学役職員以外の社外取締役2名） |
| 組織図 | 添付資料のとおり |

役職員の業績評価の基準

組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果に応じて評価する。

役職員の報酬の水準

役職員の報酬の体系としては、固定年俸、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を想定し、類似の民間事業者の慣行を踏まえた報酬水準とする。

固定年俸は固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1回の昇降給を実施する。インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、将来のキャピタル・ゲインの最大化に向け、支援を担当する役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。業績連動賞与は、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、半年または1年に一度支給する。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の概要

株式会社ビジョンインキュベイトは、金沢を中心とした北陸地域発のテクノロジーによって世界にイノベーションを巻き起こすスタートアップ企業の創出とその成長を支援することで、北陸地域から国際展開を見据えたスタートアップ・エコシステムの構築を目指す。

株式会社ビジョンインキュベイトは、金沢大学や関係機関と有機的に連携し、①研究者による「知」を事業化へと導くインキュベーション活動、②スタートアップ企業が創業前後段階における伴走型支援及び投資、③スタートアップ企業がアーリーステージ以降における他のベンチャーキャピタルからの投資獲得（協調投資を含む）等の支援事業を行う。

②特定研究成果活用支援事業の内容

【助言・支援】

(ア)起業準備、起業直後のシードラウンドにおける支援： シーズ発掘から、事業戦略・開発戦略・知財戦略・資本政策等の仮説構築、経営者確保等

(イ)起業後における経営の伴走型支援： 構築した戦略仮説の実行支援や事業計画の見直し、組織インフラ構築、経営人材獲得、資金調達準備等

【資金供給】

(ア)創業前： 株式会社ビジョンインキュベイトと金沢大学が連携し、金沢大学のギャップファンドによる開発資金助成

(イ)創業時、アーリー初期： 株式会社ビジョンインキュベイトが管理するファンドから投資

(ウ)アーリー後期以降： 株式会社ビジョンインキュベイトと他のベンチャーキャピタルが連携し、他のベンチャーキャピタルのファンドから投資獲得（又は株式会社ビジョンインキュベイトとの協調投資）

③対象事業者の基準

金沢大学又は他の国立大学における技術に関する研究成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値の創出を果たすために、次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア)社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献し、現実社会の要請に応えうる新産業創出に資するものであること。また、国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。

(イ)金沢大学が特に優れたポテンシャルを有する、バイオマス・グリーンイノベーション

ン、がんの先端サイエンス、ナノサイエンス、ナノマテリアル、設計製造、高度モビリティ等の幅広い研究分野をはじめとして、今後成長が見込まれる分野での金沢大学における技術に関する研究成果の活用と金沢大学の学術研究の進展に資するもの、さらには我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。

(ウ) 支援（投資）を行ってから概ね 5 年程度で外部への売上等による収益化が見込まれ、その後当該法人の運営するファンドの存続期間内に、当該法人が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。

(エ) 対象事業者に対して、当該法人と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体について、当該法人と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

④ 支援内容の基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命を十分理解した上で、本事業がしくみとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。

(イ) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業配慮をするとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給の確保も検討しながら、率先して支援を行うものであること。あわせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。

(ウ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入額が、少なくとも当該法人の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当該法人の運営するファンドを通じて主として直接行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援の実施の決定後にあっては積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性

の向上を図るものであること。さらに、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、支援を行う特定研究成果活用事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。

(エ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業者を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や金沢大学の自主性を尊重するとともに、金沢大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

(オ) 個人及び対象事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、金沢大学等に必要の説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

⑤ 関係機関との連携

金沢大学及び他の関連する国立大学（以下「金沢大学等」という。）の URA が特定研究成果活用支援事業にクロスポイントメント等によって参画し、意見交換を密接に行う体制を構築する。また、金沢大学等の URA を中心とした教職員が外部機関から株式会社ビジョンインキュベイトに派遣される専門家と協働し、特定研究成果活用支援事業の実施に携わる。

金沢大学等のスタートアップ支援人材が、株式会社ビジョンインキュベイトと連携することにより、学内のスタートアップ・マインドを醸成し、より多くのスタートアップの創出と促進を図る。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から（ただし、資金供給等については、今後予定している投資事業有限責任組合組成の日の翌日から。）。

組織図

